（削る）		
愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	五人
	首席陸運技術専門官	一人
佐賀運輸支局		
神奈川運輸支局	首席運輸企画専門官	四人
愛知運輸支局	次席運輸企画専門官	一人
	首席陸運技術専門官	一人
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
（削る）		
愛知運輸支局	首席運輸企画専門官	五人
愛媛運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
佐賀運輸支局		
神奈川運輸支局	首席運輸企画専門官	四人
（新設）	次席運輸企画専門官	一人
	首席陸運技術専門官	一人
（略）	（略）	（略）

改正前		
（空港経営改革調整官）		
愛知運輸支局	首席運輸企画専門官	五人
愛媛運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
佐賀運輸支局		
神奈川運輸支局	首席運輸企画専門官	四人
愛知運輸支局	次席運輸企画専門官	一人
	首席陸運技術専門官	一人
（略）	（略）	（略）

第一条の四　東京航空局に、空港経営改革調整官一人を置く。

2　空港経営改革調整官は、命を受けて、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）の管理における民間の能力の活用の推進に関する特定事項に係るものを整理する。

（空港部の所掌事務）

第三条　空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の設置及び管理に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの並びに保安部の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

（総務部に置く課等）

第五条　（略）

2　前項に掲げる課のほか、総務部に総務企画調整官（大阪航空局に限る。）及び広報対策官それぞれ一人を置く。

（安全企画・保安対策課の所掌事務）

第十二条　安全企画・保安対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　航空に関する危機管理に関すること。

（空港部の所掌事務）

第三条　空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）の設置及び管理に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの並びに保安部の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

（総務部に置く課等）

第五条　（略）

2　前項に掲げる課のほか、総務部に総務企画調整官（大阪航空局に限る。）、広報対策官及び航空保安監査官（大阪航空局に限る。）それぞれ一人を置く。

（安全企画・保安対策課の所掌事務）

第十二条　安全企画・保安対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　航空に関する危機管理に関すること（航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）。